

## 5 輸送の安全に関わる行政指導等に関する事項

### 5.1 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査<sup>15</sup>を実施しています。
- 平成28年度は、全国213鉄軌道事業者(平成29年3月末現在)に対して、保安監査を57の鉄軌道事業者に対して計70回実施し、その結果に基づいて25の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計25件行い、改善を求めました。
- なお、JR 北海道に対しては、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認するための常設の監査体制による保安監査を継続的に実施しています。

### 5.2 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成28年度に発出した輸送の安全に関する事業改善の命令はありませんでした。

---

<sup>15</sup> 保安監査は、鉄道事業法第56条(立入検査)及び同法第66条(国土交通省令への委任)の規定に基づく、鉄道事業等監査規則(昭和62年運輸省令第12号)で定める監査です。

### 5.3 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- 平成28年度は、5の鉄道事業者に対して文書による行政指導を計6件行い、改善を求めました。

表6：事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成28年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
JR西日本	H28. 5. 30	<p>宇野線(岡山駅～大元駅間)と交差する新幹線橋りょうの塗装工事現場に仮設された足場材が建築限界を支障していたため、貨物列車と接触してパンタグラフ等が損傷したことにより、宇野線等が長時間にわたり運転を見合わせ、利用者に多大な影響を及ぼした。</p> <p>前年にも東海道線で工事用足場倒壊事象を発生させており、この事象との関係や工事の施工管理など背後要因を含め原因を究明し、再発防止の措置を講じること。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築限界と仮設物との離隔寸法等の確認の徹底</li> <li>・事故防止・着工準備会における輸送障害防止のために必要な項目に対するリスクの洗い出し状況及びその低減策の確認</li> <li>・安全パトロールによる安全対策の実施状況の確認及び指導の実施</li> <li>・足場仮設作業における手順毎のリスク及びその低減策の明確化、建築限界との位置確認の具体的手段の明確化、並びに明確化した対策の確実な履行</li> </ul>
長崎電気軌道	H28. 6. 3	<p>桜町支線諏訪神社前停留場～公会堂前停留場間の公会堂前交差点において、6月2日に車両脱線事故が発生した。当該交差点においては平成19年5月19日、5月24日及び平成27年10月11日に発生した車両脱線事故の再発防止対策を実施していたにもかかわらず、再び車両脱線事故が発生した。</p> <p>平成27年10月11日の事故及び今回の事故の原因については、現在、運輸安全委員会において調査中であるが、貴社においても改めて徹底した原因究明を行うとともに、これまでに講じてきた対策の検証を含めて再発防止対策を検討し、必要な措置を講じて、安全輸送の確保に万全を期すこと。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該交差点における軌道の曲線を緩やかな線形に変更するとともに、交差点全体の縦横勾配を極力均一にする方向で安全性を向上</li> <li>・当該交差点における分岐器の設計を見直し、新たに製作した分岐器を敷設</li> <li>・当該分岐器及び類似箇所における点検巡視作業の強化</li> <li>・軌道保守検査及び分岐器測定検査で限界値の離脱を発見した場合の補修作業の早期化</li> </ul>

JR東日本	①H28. 6. 6 ②H28. 6. 29	<p>① 6月6日、常磐線北松戸駅～松戸駅間において、線路閉鎖に係る手続きを失念する極めて初歩的なミスによるものと推定される、列車と資機材運搬台車が衝突する事案が発生した。</p> <p>平成26年2月にも京浜東北線において本事案と同様の手続きのミスによる列車脱線事故が発生していることから、当該列車脱線事故を踏まえた再発防止策と今回の事案との関係を検証した上で、本事案の原因と今後の再発防止策について検討し、必要な措置を講じること。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p> <p>② 6月26日、中央線長坂駅～小沢駅間の軌道工事の準備作業において予定された工事施工区間の外に工事用照明器具を配置したことから、線路閉鎖解除前に行った跡確認で当該器具が残っていることに気付かず、線路閉鎖解除を行い、列車が当該器具と接触する事案が発生した。</p> <p>6月6日にも常磐線において線路閉鎖に係る手続きを失念したことによる列車と資機材運搬台車が衝突する事案が発生したため、再発防止等を講じる旨の指導を行ったところ。</p> <p>中央線の事象を踏まえた措置についても常磐線の事象に対する報告に追記すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路閉鎖の手続きに使用するハンディターミナル1台あたりの登録件数を超える線路閉鎖件数の場合、線路責任者が容易に着手状況を確認できるよう線路閉鎖の内容を一覧で示した総括表等を活用</li> <li>線路閉鎖着手時に線路責任者と軌道工事管理者等が行うダブルチェックの手順に、線路閉鎖の全件数及び着手済み件数の状況の相互確認（母数管理）を追加</li> <li>ヒューマンエラーがあることを念頭において意識を込めて線路閉鎖着手時のダブルチェックを行うよう指導</li> <li>現場点呼後の計画変更は原則実施しないこととし、列車の遅れ等、やむを得ず計画変更を行う場合は、再度点呼を実施する等打合せを行った上で作業を実施することを徹底</li> </ul>
伊予鉄道	H28. 8. 27	<p>城南線警察署前停留場～上一万停留場間において、乗客2名の負傷を伴う車両衝突事故が発生した。</p> <p>事故の原因について事故の背後要因を含め詳細に調査するとともに、事故発生時の連絡体制も再検証し再発防止の対策を講じること。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点呼時に全乗務員に対し、事故概要について周知</li> <li>事故時の映像を部内で公開し、事故の状況を全乗務員で共有</li> <li>運輸事業本部長名の警告文を発令し、追従運転時の確認喚呼の徹底を通達</li> <li>緊急監督会議を開催し、事故発生時の映像の検証結果から具体的な再発防止対策を協議するとともに、重大事故発生時に安易な判断により運転再開しないことを再徹底</li> <li>内規に定める追従運転時に一旦停止した時の車両間距離の確保について、遵守状況を車内及び路上からの監視により確認</li> <li>実設訓練として、車庫線において追従時の確認喚呼を実践させ、速度と距離感覚を再教育</li> </ul>
紀州鉄道	H29. 1. 24	<p>紀州鉄道線御坊駅～学門駅間において列車脱線事故が発生した。脱線の原因については、現在運輸安全委員会において調査中であるが、再度このような事故が発生することがないよう、脱線箇所を含む全線の点検等を実施し必要な対策を早急に講じること。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱線事故現場付近について、まくら木交換、軌道整正、脱線防止レールの修正及びレール継ぎ目部（角折れ）の修正を実施</li> <li>脱線事故現場付近以外については、点検を実施し、必要な箇所について、まくら木の交換及び軌道整正等を実施</li> <li>軌道管理体制を強化し、適切な施設管理を実施</li> </ul>
JR西日本	H29. 2. 13	<p>山陽線糸崎駅構内において保守作業中に列車見張員が貨物列車に衝撃し死亡する鉄道人身障害事故が発生した。同様な事故が発生しないよう早急に原因を究明し、再発防止を図るための措置を講じること。</p> <p>講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事故の周知及び注意喚起</li> <li>線路内従事員へ触車防止に係る再教育を実施</li> <li>隣接線路への接近防止として、列車見張員の配置位置について明確化</li> </ul>

## 5.4 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成28年度は文書による行政指導はありませんでした。

## 5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成28年度に発出された勧告はありませんでした<sup>16</sup>。

## 5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>17</sup>を実施しています。
- 平成28年度は、34の鉄軌道事業者に対して、34回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

---

<sup>16</sup> 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.2 踏切保安設備の整備状況」をご覧ください。

<sup>17</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。